

# 令和元年度第6回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和元年9月18日

場所 十和田市役所本館4階大会議室

令和元年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館4階大会議室
2. 開 会 日 時 令和元年9月18日(水) 午後2時02分
3. 閉 会 日 時 令和元年9月18日(水) 午後2時38分

4. 出席農業委員(18名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
12番	豊川洋人君	13番	小川正孝君
14番	新屋敷より子君	15番	杉山秀明君
16番	中野均君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員

なし

6. 欠員農業委員(1名)

1番

7. 会議に付した案件

報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第30号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第31号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について

- |        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 報告第32号 | 農地の転用事実に関する照会について                |
| 報告第33号 | 農地等の現況について（裁判所）                  |
| 報告第34号 | 農地等の現況について（十和田市）                 |
| 報告第35号 | 農用地利用配分計画の認可について                 |
| 報告第36号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて |
| 議案第36号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について     |
| 議案第37号 | 相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について    |
| 議案第38号 | 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について        |
| 議案第39号 | 十和田市農用地利用集積計画の決定について             |
| 議案第40号 | 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  |
| 議案第41号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  |
| 議案第42号 | 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について          |

## 8. 議事録署名委員

17番 米田 一典 君                      18番 山崎 誠一 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	今 泉 卓 也	事務局 次長	高 橋 克 彦
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	根 岸 優 一
事務局 主査	山 崎 和 也	事務局 主査	中野渡 礼 央
事務局 主査	椛 木 信 人	事務局 主査	吉 田 武 範

## 10. 書 記

事務局 主査 椛 木 信 人

議 長（力石堅太郎君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和元年9月6日に告示招集いたしました、令和元年度第6回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。17番 米田 一典 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には、椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）1ページをお願いいたします。報告第29号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページ、3ページは農地法によるもので、今後について25番、26番は売買予定、27番は5条で転用予定、28番から30番は3条で法人への貸借予定です。4ページをお願いします。中間管理事業によるもので、今後は15番は基盤法で売買予定、協力金の返還あり。16番は借人の変更です。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）5ページをお願いいたします。報告第30号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。6ページです。今回は2件で、どちらも相続による取得です。あっせん等の希望はありません。48番、49番どちらも農地として管理です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第31号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）7ページをお願いいたします。報告第31号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件です。8ページです。先月の第5回総会議案第35号で承認した件で、入札は8月27日、許可書交付は9月3日に行っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第32号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）9ページをお願いいたします。報告第32号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は1件で、現地調査は9月6日に実施し、法務局への回答は、9月10日に行っております。26番は、大学通り三木野公園北側のラケットショップ十和田グリーンの店舗敷地です。昭和53年に貸家建築で5条で転用許可を受けていて、昭和59年建築の店舗兼事務所が建っている

ことから非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第33号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）11ページをお願いいたします。報告第33号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。今回の照会は1件で、現地調査は8月19日に実施し、裁判所への回答は、8月26日に行っております。3番は、スーパーカケモ西金崎店から北に約300メートル先です。平成9年9月に通路造成で4条許可され、現に通路として利用されていることから非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）13ページをお願いいたします。報告第34号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページです。今回の照会は3件7筆で、現地調査は9月6日に実施し、十和田市への回答は、9月11日に行っております。7番の①から③は、十美岡婦人ホームから北に約850メートル先です。④、⑤は、高清水小学校から北西に約400メートル先です。①から④は、雑草が繁茂し、しばらく農作物の栽培が行われた様子はないが、十分農地性があると判断されることから農地と回答。⑤は同様の状態であったが、一部、山林化した部分があることから一部農地、一部非農地と回答。8番は、三本木農業高校野球場から東に約250メートル先です。水稻が作付されていることから農地と回答。9番は、県道戸来十和田線の一ノ坪バス停の南側です。隣接の農地2筆と一体的に1枚の水田として、水稻が作付されていることから農地と回答。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）15ページをお願いいたします。報告第35号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の新規の10件については、令和元年度第4回総会議案第26号で承認されたものです。16ページから18ページです。賃借権の合計は、11件、49筆、111,898平方メートルです。期間は、1年が1件、2年が1件、5年が1件、6年が6件、10年が2件です。19ページから20ページになります。使用貸借の合計は、6件、14筆、29,381平方メートルです。期間は、5年が1件、7年が1件、10年が4件です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。

事務局長（今泉卓也君）21ページをお願いいたします。報告第36号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下願の提出があったので報告する件です。22ページです。この件は、平成30年9月開催の総会で許可申請があったものですが、令和元年7月8日付けで取下願が提出されました。受理年月日は、令和元年8月20日で、取下げ理由は、事業内容の変更です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月、担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は、北上班長、外山委員、小笠原委員の3名です。9月6日に現地調査及び市役所別館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第36号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）23ページをお願いいたします。議案第36号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、24ページから27ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。9番 北上 稔 委員、お願いします。

報告委員（北上稔君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計13件で、そのうち所有権移転が6件、賃借権設定が5件、地上権設定が2件となっています。まず、所有権移転ですが、24ページの申請番号46番から申請番号49番までは、相手方要望による売買です。50番と51番は贈与で、50番は親戚へ、51番は姉から弟へ贈与するものです。これらのうち49番は、新規就農です。売買により農地を取得して、水稻を作付けする計画となっております。営農計画書をもとに聴取調査を実施しましたが、特に問題はありませんでした。26ページは賃貸借です。申請番号33番から37番までは、相手方要望により賃貸借を行います。27ページは地上権です。申請番号1番と2番は、営農型の太陽光発電事業を実施するにあたり、発電事業者と営農者が別であることから、地上権の設定を行うものです。なお、この太陽光発電については、今月5条申請が出されています。これらの申請の許可要件についてですが、所有権移転の46番から51番までと賃借の33番から37番までについての農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）北上委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）



議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第36号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第37号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）28ページをお願いいたします。議案第37号、相続税の納税猶予継続届出書に関する証明、農業経営について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、別紙の農地等の相続人についてその適格者であることを証明することについての承認を求める件です。29ページです。相続税については、20年間農業経営を継続している場合に納税が免除されますが、3年に1回届出書を提出しなければならないことから、証明するものです。該当の農地について、水稻が作付されており、聴き取りの結果、自ら農業を営んでいる事を確認したことから、問題はないと考えます。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第37号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第38号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）30ページをお願いいたします。議案第38号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、31ページになりま

す。以上です。

議 長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。4番 小笠原 和男 委員、お願いします。

報告委員（小笠原和男君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。9月6日の午後、北上班長、外山委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は、所有権移転による売買2件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者です。申請地の売買理由は、申請番号12番、13番ともに、相手方要望です。これらの申請地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。以上、今月申請のあった2件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を9月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議 長（力石堅太郎君）小笠原委員、ご苦労様でした。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第38号は要請することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第39号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）32ページをお願いいたします。議案第39号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。33ペ

ージです。賃借権の合計は、1件、2筆、3, 153平方メートルです。期間は、10年です。26番は、経営転換協力金の対象になります。34ページです。使用貸借の合計は、1件、1筆、2, 114平方メートルです。期間は、10年間です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第39号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）35ページをお願いいたします。議案第40号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、36ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は1件です。申請番号4番の転用事由は、農業用倉庫の建築です。申請地にごぼうの選別及び保管を目的としたビニールハウスタイプの倉庫を1棟建築し、内部はコンクリート舗装を行う計画となっています。場所は、大不動集会所から北に約130メートル先の地点です。農地区分につきましては、第1種農地に該当しますが、農業用施設の整備であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君）外山委員、ご苦労様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第40号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）37ページをお願いいたします。議案第41号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、38ページと39ページになります。以上です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。3番 外山 康仁 委員、お願いします。

報告委員（外山康仁君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。今月の第5条の農地転用申請は、7件です。申請番号25番の転用事由は、障害者福祉施設の建設及び駐車場、多目的広場の整備です。グループホームとデイサービスセンターを建設するほか、イベント用の広場と農作物収穫体験用の菜園などを整備する計画となっています。申請番号26番と28番は、ともに普通住宅の建築です。26番の譲受人は現在実家で親と同居中、28番は借家住まいですが、ともに農地を買い受けて、自己住宅を建築しようとするものです。申請番号27番は、事務所の建築です。職員の増加に伴い既存の事務所が手狭となっていることから、本社の別館として会議室を備えた事務所を建築しようとするものです。申請番号29番は、一時転用により風況観測機器を設置するものです。この事業者は今回と同様に平成24年に一時転用により許可を受けて風況観測を行いました。データが不足していたことから再度観測を行うものです。申請番号30番と31番は、一時転用により営農型の太陽光発電設備を設置するものです。申請地はそのまま農地として利用しながら太陽光パネルを設置するもので、30番は水稻を、31番は大豆と小麦を作付けする計画となっています。申請地の場所ですが、申請番号25番は、あけぼの公園の北西

側です。26番は、菅設備工業から西に約70メートル先です。27番は、福祉の里アネックス元町の北隣です。28番は、ユニバース十和田西店から南に約350メートル先です。29番は、県道青森田代十和田線沿いのやすらぎの駐車帯から東に約1キロメートル先です。30番は、市の下水処理場の北側です。31番は、ワダカン十和田工場の北側です。次に農地区分についてですが、申請番号25番から28番まではすべて都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。29番から31番までは農用地区域内農地ですが、一時転用であることから不許可の例外に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告いたします。

議長（力石堅太郎君）外山委員、ご苦勞様でした。

委員（北上稔君）はい。

議長（力石堅太郎君）北上委員。

委員（北上稔君）9番北上です。30番、31番について、報告いたします。30番の下川原の田んぼは、両隣にも田んぼがあってちょうど真ん中に入ったものですから、9月の9日に私だけでは判断できかねたので、地元の箕輪委員、竹浦委員と会長と4人でもう1回11時から確認させていただきました。その結果、両隣からも作業とか営農上問題が発生しかねないので、許可をもらって申請した方がよいのではないかという意見がきましたので、両隣それから高清水、下川原の分も両隣の地権者から許可をもらいました。もらって申請したいと思いますので報告いたします。

議長（力石堅太郎君）どうもご苦勞様でした。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第41号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（今泉卓也君）40ページをお願いいたします。議案第42号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。41ページです。市長からの照会文書の写しです。42ページです。1番から9番は、平成30年度第12回総会で、非農地判定した所有者から農振除外の申し出があったものです。43ページです。10番、11番の場所は、立崎公民館から北東に約700メートル先です。平成30年9月に法務局照会で非農地と回答、畑から原野に地目変更されています。太陽光発電事業に転用予定です。12番の場所は、中屋敷集会所から東に約280メートル先です。平成20年頃に、亡き父が植林し、現在の樹高は10メートル程度で、始末書付きです。山林に転用予定です。13番の場所は、特別養護老人ホーム八甲荘の西側です。平成29年に3条で\_\_\_\_\_が取得しており、牧草畑となっております。駐車場及び避難所に転用予定です。14番は、後沢商店から南に約330メートル先の小川鉄工所の西側です。\_\_\_\_\_が所有で家庭菜園として利用しています。資材置場に転用予定です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第42号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時38分 —————